

厚生労働省北海道労働局発表
令和4年10月7日

照
会
先

厚生労働省 北海道労働局労働基準部監督課
課長 上田 敦郎
主任監察監督官 近藤 英孝
電話 011-709-2311 (内線 3541)

報道関係者 各位

「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します ～ 過重労働解消に向けた監督指導や無料の電話相談などを実施～

北海道労働局（局長 ともふじとしあき 友藤智朗）では、「過労死等防止対策推進法」に基づく11月の「過労死等防止啓発月間」中に、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組の推進を図る観点から、「過重労働解消キャンペーン」を実施し、以下の取組を行います。

【「過重労働解消キャンペーン」取組概要】

1 使用者団体や労働組合に対し、北海道労働局長による協力要請を行います。

(1) 北海道経済連合会ほか

(2) 日本労働組合総連合会北海道連合会

2 過重労働相談受付集中期間を設定します。

北海道労働局及び道内各労働基準監督署並びに「労働条件相談ほっとライン」において、11月1日（火）から11月5日（土）まで（11月3日（木）を除く。）を過重労働相談受付集中期間とし、過重労働に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

（平日） 8：30～17：15 北海道労働局、道内各労働基準監督署

（平日） 17：00～22：00 } 「労働条件相談ほっとライン」

（土・日・祝日） 9：00～21：00 } フリーダイヤル 0120-811-610

（フリーダイヤル はい！ 労働）

3 特別労働相談を実施します。（取材可）

過重労働相談受付集中期間の11月5日（土）を特別労働相談受付日とし、「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、北海道においては北海道労働局の担当官が相談に対応します。別途、記者発表予定です。

実施日時 11月5日（土）9：00～17：00

フリーダイヤル 0120-794-713

（フリーダイヤル なくしましろう 長い残業）

4 長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して重点的な監督指導を実施します。

5 北海道労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。

(取材可)

北海道労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている企業に職場訪問し、働きやすい職場作り、効率的な働き方に向けた企業内の取組事項をご紹介します。別途、記者発表予定です。

6 「過労死等防止対策推進シンポジウム」(無料)を11月2日(水)14時30分から札幌コンベンションセンター(札幌市白石区東札幌6条1丁目1-1)で開催します。

(取材可)

7 関連ホームページ

(1)「過労死等防止対策推進シンポジウム」ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>



(2)「過重労働解消のためのセミナー」(無料)

<https://kajyu-kaisyuu-zenki ren.com/>



(3)「確かめよう 労働条件」(労働条件に関する総合サイト)

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

